

広島県告示第三百九十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十四年四月十二日

広島県知事 湯崎英彦

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社美泉	広島市南区東雲本町一丁目一四番五号	デイサービスセンター育み	広島市東区牛田新町四丁目一六番二号	介護予防通所介護	平成二十四年二月二十九日
フラワーネット有株式会社	広島市南区段原四丁目六番二一號	フラワーネット有株式会社訪問介護事業所	広島市南区段原四丁目六番二一號	介護予防訪問介護	平成二十四年二月二十九日
合資会社SOLA	広島市西区高須二丁目九番二一號	デイサービスセンターソラん家	広島市西区高須二丁目九番二一號	介護予防通所介護	平成二十四年二月二十九日
社会福祉法人寿老園老人ホーム	広島市東区山根町三八番二三號	介護老人福祉施設寿老園	広島市東区山根町三八番二三號	介護予防短期入所生活介護	平成二十四年三月三十一日
社会福祉法人藤愛会	広島市西区中広町二丁目一五番一五号	特別養護老人ホームリバーサイド中広	広島市西区中広町二丁目一五番一五号	介護予防短期入所生活介護	平成二十四年三月三十一日
社会福祉法人可部大文字会	広島市安佐北区大林町字根谷一六二番地の二	短期入所事業所山まゆ	広島市安佐北区大林町字根谷一六二番地の二	介護予防短期入所生活介護	平成二十四年三月三十一日
社会福祉法人慈楽福祉会	広島市安芸区中野三丁目九番五号	短期入所生活介護事業所あきなかの	広島市安芸区中野三丁目九番五号	介護予防短期入所生活介護	平成二十四年三月三十一日
社会福祉法人広島博愛会	広島市佐伯区五日市町下河内五九一番地の一	特別養護老人ホーム五日市あかり園	広島市佐伯区五日市町下河内五九一番地の一	介護予防短期入所生活介護	平成二十四年三月三十一日